住友理工健康保険組合

健保だより

No.158
2017年 4月

〒485-8550 小牧市東三丁目1番地 ☎0568(77)3514 FAX 0568(77)5382

2017年度予算が決まりました

予算

当健保組合の予算組合会が2月14日に開催され、2017年度の予算と事業計画が承認されましたので、お知らせします。

当健保組合の2017年度予算(経常収支)は下記のとおりです。経常収支差引で1億4,300万円の黒字を見込むことができましたが、高齢者の医療を支えるための納付金は前年度にくらべ5,000万円増加し、みなさんの医療費(保険給付費)を上回っています。納付金負担は今後も健保財政を圧迫することが予想され、将来的に非常に厳しい状況にあることに変わりはありません。

このような状況のなか、当健保組合は2017年度もさまざまな保健事業を実施し、皆様の健康づくりをサポートしてまいります(P.3「保健事業一覧」参照)。皆様には、これらの保健事業を有効に活用され、ご家族そろって健康な毎日を過ごしていただきますよう、お願いいたします。

健康保険・予算の内訳

経常収入
32億4,200万円

経常収支差引
1億4,300万円

に対して

経常支出
30億9,900万円

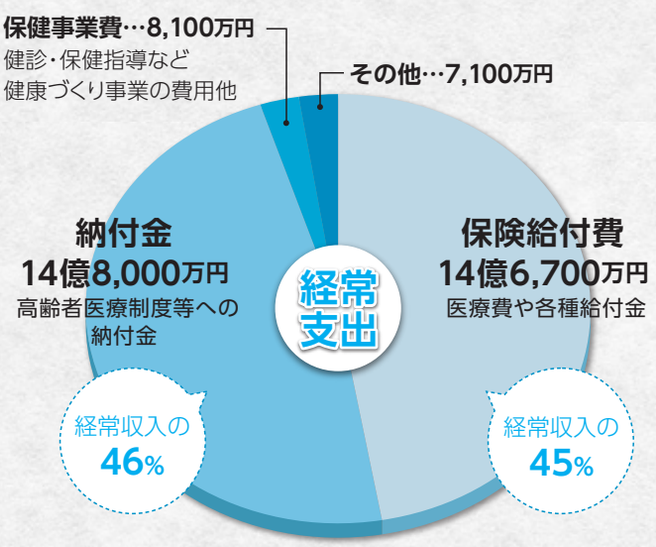

保険給付費+納付金で経常収入の91%

・2017年度予算(経常収支)・

単位:百万円

科目		金額
経常収入	健康保険料収入	3,226
	その他	16
	計	3,242
経常支出	保険給付費	1,467
	法定給付費	1,420
	付加給付費	48
	納付金	1,480
	前期高齢者納付金	709
	後期高齢者支援金	727
	退職者給付拠出金他	44
	保健事業費	81
	その他	71
	計	3,099
経常収支差引		143

健保からのお知らせ

平成29年度はこんなことが変わります

介護保険料率が変わります

平成29年4月（5月徴収分）から、介護保険料率が変わります（給与･賞与とも）。
※任意継続被保険者の方は平成29年4月納付分からとなります。

	介護保険料率	負担割合	
		被保険者	事業主
変更前	12.0‰	6.0‰	6.0‰
変更後	17.0‰	8.5‰	8.5‰

● 下記に該当する方は、会社を通じて健保組合に届け出れば介護保険料は免除となります。

該当理由	添付書類
日本国内から外国へ転居した	住民票の除票（コピー不可） ※マイナンバーの記載のないもの
介護保険施設･特定施設等に入所した	施設等に入所･入院していることを証明する書類

任意継続被保険者の保険料の上限が変わります

平成29年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が**38万円から41万円に変更**となりました。

任意継続被保険者（退職後引き続き当健康保険組合に加入する方）は給与収入がないため、退職時の標準報酬月額または全組合員の平均標準報酬月額（上限）を用いて保険料を算出します。

体力づくり事業を廃止します

職場単位で実施する健康増進事業に対し補助を行っていましたが、今年度から中止とさせていただきます。

適用事業所が増えます

下記の事業所をあらたに追加し、適用事業所数は全18事業所となりました。

事業所名：株式会社住理工大分AE　　**加入年月日**：平成29年4月1日

ケガの原因や接骨院の施術内容について照会させていただきます

法律に基づいた適正な保険給付を行うために、ケガをしたときの負傷原因、および柔道整復師（接骨院･整骨院）にかかったときの施術内容について、文書や電話で照会させていただきます。この確認事務作業を「株式会社大正オーディット」に委託しますので、文書が届いた方は、期限までに必ずご回答いただきますようお願いします。
（照会の時期は診療日･施術日の3ヵ月以降となります）

平成29年度 保健事業一覧

（注）対象者の年齢は平成30年3月31日時点

健康情報･健保組合のPR

項　目	時期 及び 概要
「健保だより」の配付	年3回（4月･8月･12月）事業所経由で配付
医療費通知	3月中旬頃

各種補助金　年度内に1回補助（不妊治療費は年度内に2回補助）

項　目	対象者	概　要
婦人科検診	30歳以上の 被保険者･被扶養配偶者	乳がん検診･子宮がん検診費用の70%（100円未満切捨）を補助 （平成29年4月1日～平成30年2月28日に受診した検診）
不妊治療費	被保険者･被扶養者	1回につき5万円（上限）を補助（通算で5年まで）

契約保養所

項　目	概　要
リゾートトラスト	リゾートホテル「エクシブ」と保養所契約。申込みはFAXまたはインターネットで。 （被保険者･被扶養者･1親等以外の方が利用する場合は追加料金（1泊につき1人1,000円）を当健保組合にお支払いください）

病気の予防（定期健診時）年度内に1回補助（歯科健診は未実施の事業所あり）

項　目	対象者	概　要
胃がん検診	ABC検査…30歳以上の被保険者（希望者） 胃透視検査…30･35･40歳以上の被保険者（希望者）	過去にABC検査費用の補助を受けた方は対象外
大腸がん検診	被保険者（希望者）	便潜血検査
歯科健診	被保険者（希望者）	歯面清掃･ブラッシング指導など

各種健診　年度内に1回補助（人間ドック･特定健診･巡回健診はいずれかを年度内に1回補助）

項　目	対象者	概　要
人間ドック	被保険者･被扶養者	当健保組合指定の医療機関で受診した場合
肺がん検診	被保険者･被扶養者	肺ヘリカルCT（人間ドックと同時受診に限る）
脳ドック	40歳以上の被保険者･被扶養者	当健保組合指定の医療機関で受診した場合
特定健診	40歳以上の被扶養者･任意継続者	集合契約健診機関で受診した場合
巡回健診　女性限定	20歳以上の被扶養配偶者※ 65歳以上の被扶養者 ※20歳以上の被保険者は対象外となりました	人間ドックに近い健診項目を各地域の公共施設等で実施（他健保組合との共同事業）

健康づくり

項　目	対象者	概　要
かぜ･虫歯予防	9歳以下の被扶養者	呼吸器系疾患対策としてキャンペーンを実施
保健師派遣指導	健康診断受診者	保健師等による健康支援
前期高齢者保健指導	65歳以上の被保険者･被扶養者 （年間受診回数20回以下の希望者）	電話や自宅訪問による健康相談を実施

各種健診

健診の種類	人間ドック	肺がん検診	脳ドック	特定健診	巡回健診 • 女性限定 •
対象者 （年齢は平成30年3月31日時点）	被保険者・被扶養者	被保険者・被扶養者	40歳以上の 被保険者・被扶養者	40歳以上の被保険者・被扶養者	20歳以上の被扶養配偶者 65歳以上の被扶養者 ※20歳以上の被保険者は対象外となりました。
健診機関	当健保組合指定の健診機関 ※当健保組合のホームページで検索できます	人間ドックと同じ	当健保組合指定の健診機関 ※当健保組合のホームページで検索できます	集合契約健診機関（集合契約A・B） ※当健保組合のホームページで検索できます	委託業者が指定した 公共施設など
検査項目	主な検査 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査・ 大腸がん検査など ※健診機関によって多少の違いがあります	肺ヘリカルCT	頭部MRI・MRA	問診・身体計測（身長・体重・腹囲） 血圧・尿検査 血液検査（肝機能・脂質・血糖）	主な検査 循環器・脂質・肝機能・胃がん検査 大腸がん検査・乳がん検査 子宮頸がん検査
申込方法	「人間ドック等受診申込書」を 当健保組合に提出 ※予約は当健保組合が行います	「人間ドック等受診申込書」 を当健保組合に提出 ※予約は当健保組合が行います	「人間ドック等受診申込書」 を当健保組合に提出 ※予約は当健保組合が行います	①健診機関へ予約 ②「特定健康診査受診券申請書」 を当健保組合に提出	①自宅に案内書が送付される ②希望する日程を各自で予約 （電話・ハガキ・インターネット）
受診方法	送付される案内書にて ご確認ください	人間ドックと一緒に 受診してください	送付される案内書にて ご確認ください	「特定健康診査受診券」と「保険証」 を持参し、受診してください	送付される案内書にて ご確認ください
個人負担金	日帰り：　5,000円 1泊2日：20,000円	なし	10,000円	基本部分はなし	5,000円
個人負担金の 支払先	当健保組合 （住友理工㈱の社員は給与天引き）		当健保組合 （住友理工㈱の社員は給与天引き）		委託業者が指定する口座へ 振り込み
注意事項	年度中に特定健診または巡回健診を 受診した場合は申し込みできません	人間ドックの追加検査として 受診した場合に限ります		年度中に人間ドックまたは 巡回健診を受診した場合は 申し込みできません	年度中に人間ドックまたは 特定健診を受診した場合は 申し込みできません

各種補助金

補助の種類	婦人科検診	不妊治療費
対象者 （年齢は平成30年3月31日時点）	30歳以上の被保険者・被扶養配偶者	被保険者・被扶養者
概　　要	乳がん検診・子宮がん検診費用の70% （100円未満切捨）を補助 （平成29年4月1日～ 平成30年2月28日に受診した検診）	1回につき5万円（上限）を 補助（通算で5年まで）
申請方法	検診受診後に 「婦人科検診補助金支給申請書」に 領収書（原本）と検診結果（コピー）を 添付して当健保組合に提出	治療終了後に 「特定不妊療養補助申請書」に 必要書類を添付して 当健保組合に提出

健保組合のホームページを活用しましょう！

スマートフォンからもアクセスできます

各種申請用紙などをダウンロードできます

保健事業の利用方法など、詳しい内容がわかります

http://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp

住友理工健康保険組合　検索

ご利用にはパスワードが必要です

保険証に記載されている8桁の番号を入力して
ログインしてください。

保険給付一覧表

法定給付と付加給付（住友理工健康保険組合独自の給付）

給付の種類	法定給付（健康保険法で決められた給付）		付加給付（当組合の独自給付）	請求手続き
	支給要件	給付内容		
療養の給付（家族療養費）	保険医療機関に保険証を提出して病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の7割 ※小学校入学前の場合は8割 ※70歳～74歳の場合 一般:8割 （平成26年3月31日までに70歳になっている人は健保から8割、公費から1割） 現役並み所得者:7割	自己負担額から25,000円を控除した額（千円未満切捨）	自動払い ※付加給付は、診療月の約3ヵ月後の支払いとなります。
保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき			
訪問看護療養費（家族訪問看護療養費）	訪問看護を受けたとき	看護費用の7割 ※小学校入学前、70歳～74歳の給付割合は上記と同様		
療養費（第二家族療養費）	立て替え払いをしたとき ※コルセットなどの治療用装具を購入、着装 ※9歳未満の小児弱視治療の眼鏡などを作成	保険適用分の7割 ※小学校入学前、70歳～74歳の給付割合は上記と同様	※計算対象となる自己負担額は、月の初日から末日までの1ヵ月間、1件のレセプトについての自己負担額となります。 ※入院時の食事療養・生活療養にかかる標準負担額、保険適用外のサービスにかかる費用などは自己負担額に含みません。 ※高額療養費として支給された額は、自己負担額から除かれます。	「療養費支給申請書」に領収書（原本）を添付して提出 ※医師の同意書または意見書の添付が必要な場合もあります。
移送費（家族移送費）	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費		「移送費支給申請書」に領収書（原本）を添付して提出
高額療養費	1件の療養に関して、1ヵ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額 《自己負担限度額（1ヵ月）》 区分ア【140,100円】 252,600円＋（医療費－842,000円）×1% 区分イ【93,000円】 167,400円＋（医療費－558,000円）×1% 区分ウ【44,400円】 80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 区分エ【44,400円】 57,600円 区分オ【24,600円】 35,400円 ※【　】内の金額は直近12ヵ月間に3ヵ月以上高額療養費に該当した場合、4ヵ月目からの自己負担限度額です。 ※70歳～74歳の自己負担限度額は異なります。		自動払い ※診療月の約3ヵ月後の支払いとなります。
合算高額療養費	同一世帯内で21,000円以上の自己負担が1ヵ月に2件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき			
高額介護合算療養費	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額 《自己負担限度額（1年）》 区分ア:176万円　区分イ:135万円　区分ウ:67万円 区分エ:63万円　区分オ:34万円 現役並み所得者:67万円　一般（70歳以上）:56万円		自己負担額証明書を添付し、申請書を提出
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	1日3食を限度に1食あたり360円を超えた額 ※市町村民税非課税者には負担軽減措置があります。		自動払い
入院時生活療養費	65歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として1日3食を限度に1食あたり460円を超えた額、居住費として1日320円を超えた額 ※市町村民税非課税者には負担軽減措置があります。		自動払い
傷病手当金	療養のために休業し、給料を受けられないとき	休養1日につき直近12ヵ月の標準報酬月額平均額の30分の1の3分の2相当額 《支給期間》 欠勤4日目から1年6ヵ月	直近12ヵ月の標準報酬月額平均額の30分の1の10%に相当する額を支給	「傷病手当金請求書」を提出
出産手当金	出産のために休業し、給料を受けられないとき	休養1日につき直近12ヵ月の標準報酬月額平均額の30分の1の3分の2相当額 《支給期間》 出産の日以前42日（双子以上の場合は、98日）から出産の日後56日 出産予定日より遅れた場合は、その期間も支給		「出産手当金請求書」を提出
出産育児一時金（家族出産育児一時金）	出産したとき	1児につき420,000円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは404,000円となります。 （平成26年12月までの出産の場合は390,000円）		「出産育児一時金請求書」を提出 ※直接支払制度を利用し、出産費用から一時金の支給額全額が差し引かれた場合は提出不要
埋葬料（費）（家族埋葬料）	死亡したとき	一律50,000円 ※埋葬料を受け取る人がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給（埋葬費）		「埋葬料（費）請求書」に埋（火）葬許可証の写しを添付して提出 ※埋葬費の請求の場合は埋葬にかかった費用の領収書なども添付

区分ア … 標準報酬月額83万円以上　**区分イ …** 標準報酬月額53～79万円　**区分ウ …** 標準報酬月額28～50万円
区分エ … 標準報酬月額26万円以下　**区分オ …** 市町村民税非課税者

ご家族が被扶養者でなくなったら

当健保組合にすみやかに届出を

健保組合は、被保険者（本人）だけでなく、被保険者に扶養されている75歳未満の家族も加入することができます。この家族を被扶養者といい、被扶養者として認められる範囲は法律で決められています。

被扶養者と認められると、保険証が交付され、保険料を負担することなく医療費の給付などを受けることができます。しかし、本来被扶養者資格のない人を被扶養者として認定してしまうと、健保組合は不必要な支出をすることになります。

国は、保険給付適正化の観点から、資格確認を実施するように通知を出しています。みなさんから納めていただく保険料を適正に支出し、健保財政の安定化を図るため、当健保組合が実施する資格確認にご協力をお願いします。

被扶養者として認められるための要件

もう一度確認！

被保険者の収入によって生活していて、被扶養者となる人の今後1年の見込収入※が

※被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間見込収入額

- **130万円（月額108,334円・日額3,612円）未満**
  （60歳以上または障害のある場合は180万円（月額150,000円・日額5,000円）未満）
- **被保険者の収入の2分の1未満**（同一世帯の場合）
- **被保険者からの仕送り額より少ない**（別世帯の場合）

被扶養者の範囲

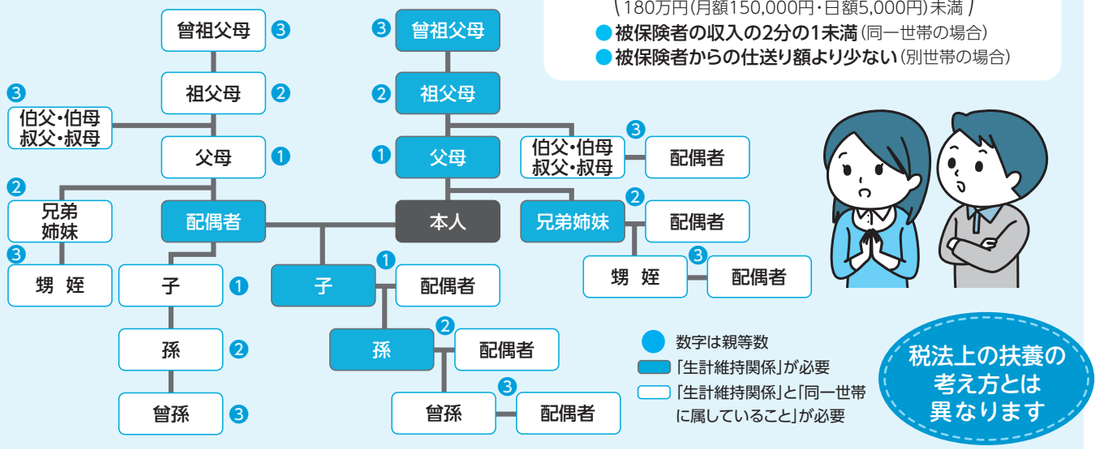

こんなときは被扶養者ではなくなりますので、すみやかに届け出てください

- ◆ 就職した
- ◆ 結婚し、配偶者の被扶養者になった
- ◆ 今後1年の見込収入が基準額（上記参照）を超えた
- ◆ 仕送りをやめた、または仕送り額が被扶養者の収入を下回った
- ◆ 家族が死亡した
- ◆ 家族が75歳になった

お願い　住所が変わったら健保組合に届け出を

引っ越しなどで住所が変わった場合は、当健保組合に「住所（居住地）変更届」を提出してください。

住友理工健康保険組合における

個人情報の取扱いについて 公告

「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」(平成17年4月1日施行)に基づき当健保組合では、被保険者(本人)と被扶養者(家族)のみなさんの個人情報を安全に保管し、適正に取り扱うことの重要性を十分に認識し、個人情報保護についての取り組みに努めております。当健保組合では、組合員のみなさんの個人情報を以下の目的において利用させていただいております。

個人情報の利用目的

① 医療費支払いに対する利用

健保内部での利用
- 医療費の支給
- 医療機関等への支払い時

他の事業者等への情報提供
- 高額医療費、付加金(一部負担還元金)等の自動払いの事務処理(事業主経由の場合)
- 交通事故等の第三者行為に係る傷害保険会社等への請求時(健康保険法施行規則第65条「第三者の行為による被害の届出」に基づき行われ、健康保険法第57条「障害賠償請求権」に基づいて利用し、それ以外の機関への提供、開示はいたしません)
- 健康保険組合連合会の高額療養費の共同事業

② 保険料の徴収等に必要な利用

健保内部での利用
- 被保険者資格の確認ならびに健康保険料算定時(標準報酬月額および標準賞与額の把握)
- 健康保険料の徴収
- 被扶養者の状況調査、認定作業(健康保険加入資格調査、認定時)
- 健康保険証の発行

他の事業者等への情報提供
- 被保険者等の資格等のデータ処理時

③ 保健事業に必要な利用

当健保組合で実施しています保健事業は、みなさまの健康管理事業推進のため、個人の健診結果と名簿が勤務先および当健保組合宛に通知されますので、同意のうえお申し込みください。同意されない場合は、補助の対象となりません。

▶平成29年度に当健保組合で計画している保健事業

①胃検診　②大腸検診　③人間ドック　④脳ドック　⑤健康管理共同巡回健診　⑥婦人科検診　⑦歯科健診　⑧保健指導

健保内部での利用
- 健康の保持増進のための健診、保健指導および健康相談時
- 施設(保養所)の運営

他の事業者等への情報提供
- 保健指導、健康相談に係る外部委託
- 健診機関への各種健診の委託
- 生活習慣の改善につながる事業の委託
- ジェネリック医薬品利用促進につながる事業の委託

※委託については、個人情報保護法に基づいた契約を締結しております。

④ 病院(医療機関等)、柔道整復師からの請求書(診療報酬明細書)の審査、支払いに必要な利用

健保内部での利用
- 病院(医療機関等)、柔道整復師からの請求書(診療報酬明細書)等の内容点検、審査

他の事業者等への情報提供
- 病院(医療機関等)、柔道整復師からの請求書(診療報酬明細書)等の内容点検、審査、電算処理のためのパンチ入力、画像取り込み処理の外部委託
- 病院(医療機関等)からの請求書(診療報酬明細書)の外部保管

※委託については、個人情報保護法に基づいた契約を締結しており、請求書の保管については、厳重な管理のもと保管されています。

⑤ 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用

健保内部での利用
- 医療費、疾病分析に各種データ、申請書類の内容を利用

他の事業者等への情報提供
- 医療費分析等に係わるデータ処理等の外部委託

※委託については、個人情報保護法に基づいた契約を締結しております。

⑥ その他

健保内部での利用
- 健保組合の管理運営業務のうち業務の維持、改善のための基礎資料、それに係わる記録資料、適正な経理事務の執行
- 健保組合の財産の保護のために必要がある場合は、内部決裁のもと利用する
- 組合員への資料送付のための利用

他の事業者等への情報提供
- 組合員への資料送付のための利用
- 業務の適正処理のための照会または回答(保険者間の情報交換)、第三者求償事務において保険会社、医療機関等への相談または届出等

※委託については、個人情報保護法に基づいた契約を締結しております。またその他については、法令に基づき行います。

同意事項のお願い(黙示)

①事業主経由での給付金の支給　※個人支払いは除きます(左記は事業主経由で支給している場合とします)。
②被保険者(本人)および被扶養者(家族)の利益や事業主の負担などを勘案した事務処理事項